

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第724号)

平成21年12月10日

横 情 審 答 申 第 724 号

平 成 21 年 12 月 10 日

横浜市交通事業管理者

池 田 輝 政 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成20年8月28日交総第185号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別紙「第2回公開質問書」について（通知）に記載されている平成20年4月4日付の第2回公開質問書記載の名あて人に送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付書の回議書と送付された日時がわかる文書のすべて」及び「2008年4月4日提出した第2回公開質問書（全専決権者あての）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「別紙「第2回公開質問書」について（通知）に記載されている平成20年4月4日付の第2回公開質問書記載の名あて人に送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付書の回議書と送付された日時がわかる文書のすべて」及び「2008年4月4日提出した第2回公開質問書（全専決権者あての）」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別紙「第2回公開質問書」について（通知）に記載されている平成20年4月4日付の第2回公開質問書記載の名あて人に送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付書の回議書と送付された日時がわかる文書のすべて」（以下「個人情報1」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求1」という。）及び「2008年4月4日提出した第2回公開質問書（全専決権者あての）」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求2」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成20年5月12日及び平成20年6月3日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 実施機関では、現在に至るまで、どこからも第2回公開質問書（以下「本件公開質問書」という。）の送付を受けておらず、供覧又は起案も行っていない。
- (2) したがって、本件の対象となる個人情報は、保有していないことから、条例第25条第2項に基づき、非開示とした。
- (3) なお、本件公開質問書は、異議申立人（以下「申立人」という。）から市民活力推進局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）に対して提出され、同室において收受したが、質問内容は平成20年2月29日付公開質問書（以下「第一回公開質問

書」という。)と同一であり、同公開質問書については全実施機関に照会した上回答済みであったことから、同室において本件公開質問書については全実施機関に送付するなどの手続をとらなかったと聞いている。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

- (1) 処分を取り消せ。
- (2) 閲覧請求対象文書を開示せよ。
- (3) 全実施機関とその専決権者あての文書を提出したので、不存在はありえない。
- (4) 理由付記がない。なぜ、作成・取得・保存していないのか、その理由が付記されていないから、文書不存在に対する異議申立理由を具体的かつ適切に述べることができない。
- (5) 横浜市の全実施機関は異常な情報公開制度の運用を行っている。市民情報室が各専決権者に対し、請求対象文書の特定から処分に至るまで具体的指示を出し、行政処分内容に干渉し専決権を侵害している。それは条例上の判断基準で適正手続による処分判断過程を踏むものではなく、統一的運用の名の下に、組織の論理（横浜ルールと称している）の結論に服従させるという異常な判断基準によるものである。
- (6) 審査会は、実施機関の違法・不当な行為を見て見ぬふりして（理由付記なき答申、名義貸答申や口頭意見陳述の拒否など）一方異議申立権を厳格に解釈し、その運用を求める答申（横浜市・平成20年5月9日付第542号）は審査会設置目的を逸脱した公正・公平性を欠く答申であるが、その悪しき前例として明確な異議申立理由を記載しなければ却下処分をし諮問手続をとらない実施機関が出現するおそれがあるから、異議申立権の権利保全のためにも、処分理由の付記は必要不可欠である。また、行政処分の成立にも、重大な影響を与えるものである。
- (7) 文書の存否は、情報公開制度上の最重要事項である。ゆえに不存在原因を適正手続で検証し、その検証過程を理由付記にして、処分通知書の処分理由として記載する義務を負っているのである。
- (8) みてきたように、処分意思決定の判断過程には、適正手続による判断を経た判断を怠る不作為があり、その判断基準も条例上の判断基準を採らずに、不可解な判断基準を文書不存在の判断基準としているように非開示決定通知書の「4、根拠規定を適用する理由」欄からは、見えるのである。

5 審査会の判断

(1) 本件請求 1 及び 2 に係る経緯について

本件請求 1 に係る個人情報本人開示請求書には、別紙として、平成20年 4 月22日市市情第66号「第 2 回公開質問書」について（通知）」という市民情報室担当課長名の申立人あての文書が添付されており、当審査会で見分したところ、そこには、「平成20年 4 月 4 日付で「第 2 回公開質問書」を提出されましたが、御質問の内容は平成20年 2 月29日付の「公開質問書」と同一ですので、回答については、平成20年 3 月31日付市市情第1656号による回答内容をご覧ください。なお、・・・上記の市市情第1656号は、全実施機関に照会した上で市民情報室でまとめて回答したものですので、今回の「第 2 回公開質問書」に対して改めてお答えすることはありません。」との記載が認められた。そこで、市民情報室に確認したところ、本件公開質問書に係る経緯については次のとおりであった。

ア 平成20年 2 月29日付で、申立人から第一回公開質問書が都筑区区政推進課経由で市民情報室に提出された。

イ 平成20年 3 月 3 日以降、申立人は、市民情報室の職員に対して、窓口又は電話で、繰り返し第一回公開質問書を名あて人である全実施機関等に送るように要求した。

ウ 第一回公開質問書には、名あて人として「横浜市長・担当副市長・市民活力推進局市民情報室・全実施機関・情報公開個人情報審査会および審議会・全市会議員各位様」と記載されていたが、市民情報室では、質問のほとんどが市民情報室が主管する情報公開制度の運用等に係る内容であったことから、念のため横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号）第 2 条で定める各実施機関に第一回公開質問書の写しを送付し、各実施機関が個別に回答するかを照会したうえで、市民情報室担当課長名で、平成20年 3 月31日に申立人に回答を送付した。

エ 平成20年 4 月 4 日付で、申立人から本件公開質問書が都筑区区政推進課経由で市民情報室に提出された。

オ 本件公開質問書は、名あて人が「横浜市長・担当副市長・市民活力推進局市民情報室・全実施機関（の全ての専決権者）・情報公開個人情報審査会および審議会・全市会議員 各位様」と記載され、「（の全ての専決権者）」の部分が付加されていたことと、文書の題名が「第 2 回公開質問書」とされていたほかは、第一回公開質問書と全く同じ内容であったことから、市民情報室では、本件公開質問書の写し

を名あて人のいずれにも送付せず、平成20年4月22日に、申立人が本件請求に別紙として添付した回答を申立人に送付した。

カ 平成20年4月25日に本件請求1、及び平成20年5月16日に本件請求2がなされた。

(2) 本件個人情報について

本件請求1に係る個人情報本人開示請求書の記載及び上記の経緯から、個人情報1は、市民情報室から実施機関に送付された本件公開質問書の写し及び送付文並びにそれらに関し実施機関において供覧又は起案した文書その他本件公開質問書が送付された日時の分かる文書であると解される。

また、個人情報2は本件公開質問書である。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、どこからも本件公開質問書の送付を受けておらず、供覧又は起案も行っていないので、本件個人情報を保有していないと説明している。

また、前記(1)のとおり、申立人から本件公開質問書の提出を受けた市民情報室は、本件公開質問書は名あて人の記載の一部と文書の題名のほかは第一回公開質問書とまったく同じ内容であったことから、本件公開質問書の写しを名あて人のいずれにも送付しなかったと説明している。

これに対して、申立人は、全実施機関とその専決権者あての文書を提出したので不存在はありえないと主張している。

イ そこで、当審査会において、市民情報室が保有する関連文書を見分したところ、第一回公開質問書に対する回答文書には「全実施機関あての御質問については、全実施機関に送付はしましたが、御質問の内容が情報公開制度全般に関するものであり、照会の結果、各実施機関から個別に回答する事項も特になく状況でしたので、市民情報室でまとめて回答させていただきます。」との記載が認められ、また、第一回公開質問書と本件公開質問書の質問内容は同一であることが認められた。さらに、前記(1)の本件公開質問書に係る平成20年4月22日付文書の内容も考え合わせると、実施機関及び市民情報室の説明に不自然、不合理な点は認められず、本件個人情報は保有していないとの実施機関の主張は是認できる。

(4) 本件処分における理由の付記について

申立人は異議申立書において「理由付記がない。」「処分理由の付記は必要不可欠である。」等と主張している。しかし、本件処分に関して理由付記の不備は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年8月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年9月10日 (第133回第二部会) 平成20年9月11日 (第131回第一部会) 平成20年9月16日 (第66回第三部会)	・諮問の報告
平成20年10月9日 (第133回第一部会)	・審議
平成21年9月24日 (第153回第一部会)	・審議
平成21年10月8日 (第154回第一部会)	・審議
平成21年11月12日 (第156回第一部会)	・審議